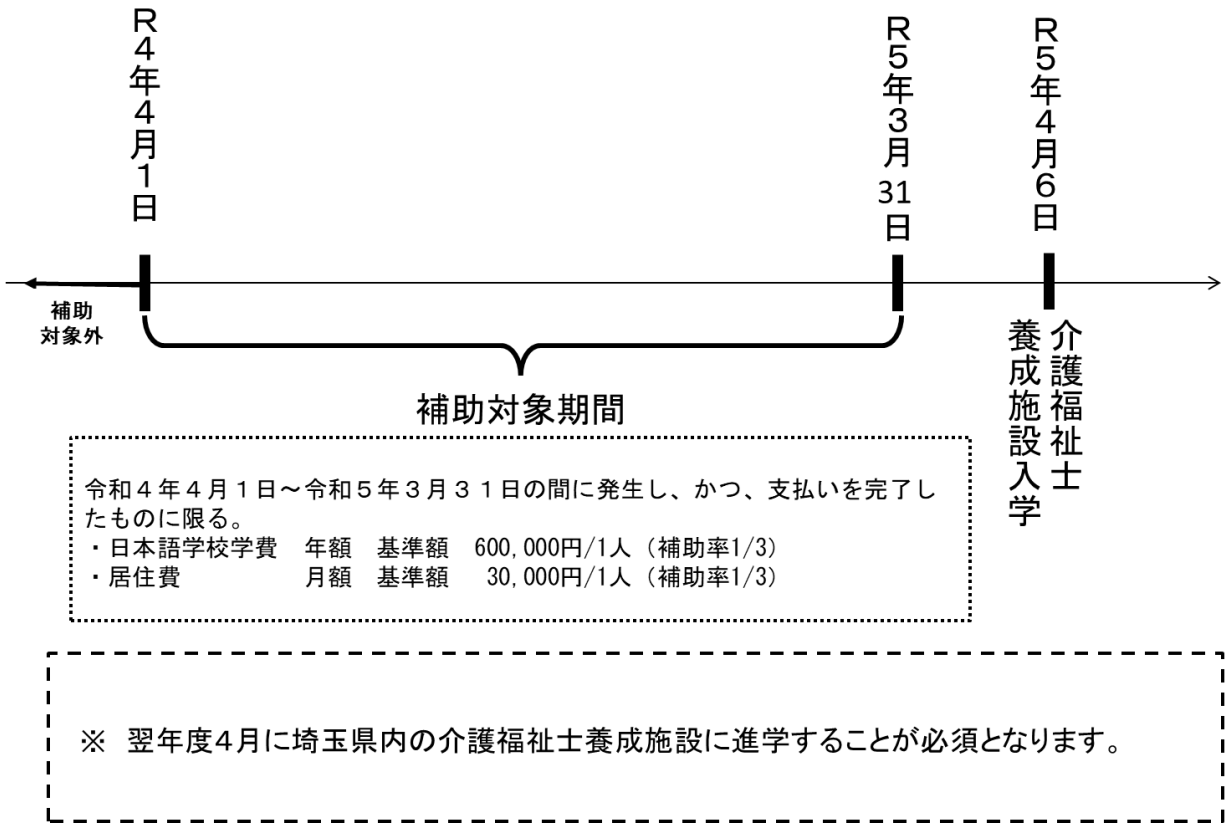


埼玉県外国人のための環境整備事業補助金 Q & A

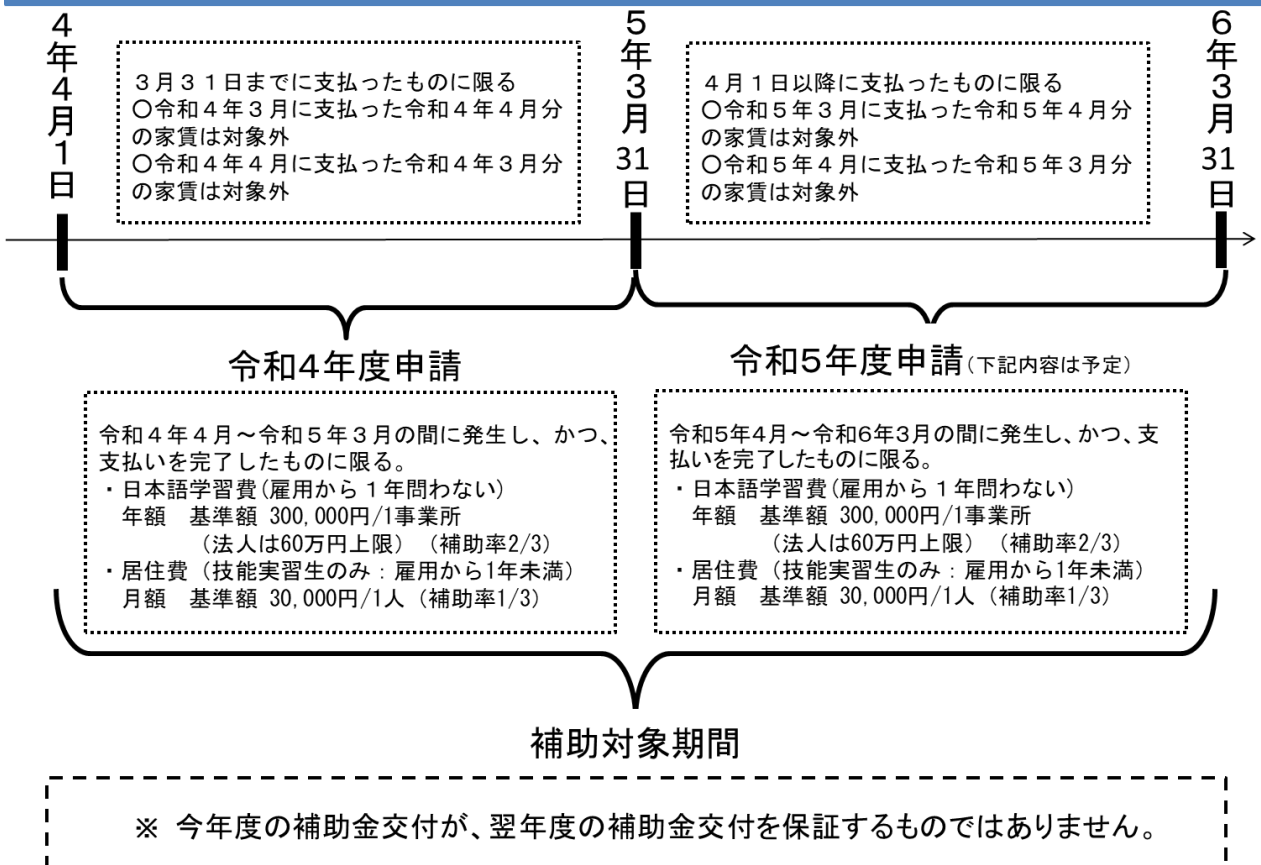
Q 1 対象期間は具体的にどのようになっているか（第7条関係）

A 1 以下の例を参照してください。

例1 留学生対象期間



例2 技能実習生及び特定技能対象期間



- Q 2 居住費について「敷金」「礼金」は補助対象経費に含まれるか。
(第3条及び第4条別表関係)
- A 2 月額の賃借料(共益費を含む)以外の「敷金」「礼金」等は補助対象とはなりません。
- Q 3 介護福祉士養成校入学時に就学資金の貸付を受ける場合、本補助金の対象となるか。
- A 3 介護福祉士養成校入学の前年度3月末までの対象経費が本補助金の補助対象となります。
- Q 4 介護福祉士養成校に通学する留学生の介護福祉士養成校に係る経費及びEPAは本補助金の対象となるか。
- A 4 対象外とします。
- Q 5 技能実習生等への日本語学習支援について、日本語講師に資格要件はあるのか。
- A 5 資格要件はありません。法人又は施設が日本語学習の講師としてふさわしい方を選定することになります。
- Q 6 光熱水費、電気代などは対象となるか。
- A 6 対象外とします。
- Q 7 技能実習生の対象職種に「医療・福祉施設給食製造」は含まれるのか。
- A 7 含みません。技能実習生の対象職種は「介護」のみとなります。
また、1号特定技能外国人についても、介護に従事する者のみ対象となります。
- Q 8 受入事業者が登録支援機関に委託して実施する「日本語学習の機会の提供」は補助対象となるか。
- A 8 補助対象外とします。1号特定技能外国人支援計画に記載された事項は、登録支援機関に委託するものであっても、受入事業者(特定技能所属機関)が自ら実施するものであっても対象外となります。
- Q 9 日本語学校の学費や居住費の貸与は対象となるか。
- A 9 貸与は補助対象となりません。
- Q 10 日本語能力試験の受験料は「日本語学習に要する経費」の対象となるか。
- A 10 技能実習生が受験するN1、N2、N3のみ補助対象とします。
- Q 11 技能実習生等の日本語学習費として多言語翻訳機(通信費2年分付き)を購入したが、全額対象となるのか。
- A 11 当該年度分のみ対象となります。

Q 1 2 技能実習生等の日本語学習費として教材をインターネットで購入したところ、ショッピングサイトでのポイントが付与された。その場合の実績額の報告は、ポイントは差し引く必要があるのか。

A 1 2 付与されたポイントがある場合は、現金換算して、その分を差し引いて実績報告することになります。

Q 1 3 消費税及び地方消費税を含めた金額で申請してもよいか。

A 1 3 消費税及び地方消費税は対象外であるため、消費税及び地方消費税を除いた金額で申請してください。

Q 1 4 交付決定後に新たに外国人（留学生・技能実習生・特定技能）を受け入れることになったため、対象者を追加したい。

A 1 4 交付決定後に後から対象者を追加することはできません。その年度の申請は一度にまとめて行ってください。